

改定版 奈良県文化資源活用大綱

令和 5 年 3 月策定

目次

大綱改定にあたって	4
第Ⅰ章 大綱の趣旨及び基本的な考え方	7
1. 文化資源を活用する意義	7
2. 大綱が目指す姿	8
3. 対象期間	9
4. 大綱の位置づけ	9
第Ⅱ章 第1期（平成29～令和3年度）の成果と評価	13
1. 文化を取り巻く環境の変化	13
(1) 社会情勢の変化	13
(2) 国の動向	13
(3) 県の動向	15
2. 第1期の課題	16
(1) 全庁的な歴史文化資源活用に関する施策推進	16
(2) 歴史文化資源に関する情報の集積	16
(3) 歴史文化資源に関する説明手法の向上	16
(4) 歴史文化資源活用関連施設との連携	16
(5) 取組実績の評価・共有	16
3. 第1期の課題に対する施策の方向性と成果	17
(1) 歴史文化資源活用分野の取組状況	17
(2) 数値目標の状況	20
第Ⅲ章 現状と課題	24
1. 現状と課題	24
(1) 歴史文化資源の掘り起こしと情報の蓄積	24
(2) 歴史文化資源の次世代への継承と積極的活用	24

2. 基本目標と評価指標	25
(1) 基本目標	25
(2) 評価指標	25
第IV章 歴史文化資源活用施策の方向性	27
1. 歴史文化資源活用施策について	27
(1) 歴史文化資源の積極的活用及び継承に関する活動の促進	27
(2) 歴史文化資源の把握及び発信	28
(3) 人材育成等	28
(4) 交流の促進	28
(5) 文化財の修復、公開等に対する支援	29
(6) 地域住民の誇りの醸成等	29
第V章 施策の展開	30
1. 歴史文化資源活用施策について	30
(1) 歴史文化資源の積極的活用及び継承に関する活動の促進	30
(2) 歴史文化資源の把握及び発信	32
(3) 人材育成等	33
(4) 交流の促進	34
(5) 文化財の修復、公開等に対する支援	35
(6) 地域住民の誇りの醸成等	35
2. 歴史文化資源活用関連施設について	36
巻末	38
参考資料	38
1. 県内の市町村立歴史文化資源活用関連施設の一覧	38

奈良県文化振興大綱の改定について

大綱改定の考え方

○ 現行の「奈良県文化振興大綱」（H29.3策定）は、歴史と芸術が息づく心豊かな文化の都・奈良県を目指し、奈良県の強みである「歴史文化資源活用分野」と「芸術文化振興分野」に力点を置いて、文化振興施策を推進
→ 奈良県文化振興条例（R3年4月施行）の両輪である「歴史文化資源の継承及び活用」と「文化活動の振興」をもとに、現行の「奈良県文化振興大綱」を「奈良県文化活動振興大綱」と「奈良県文化資源活用大綱」の2つの大綱に再構成
R3年6月に策定した「奈良県文化財保存活用大綱」も合わせて、本県が目指す姿を実現する

奈良県文化振興条例

【目的】
(R3.4施行)

心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現を目指す

「奈良県文化流」の文化振興を具現化する姿

【「奈良県流」の文化と大綱の目指す姿】

- ・文化とは、豊かな人間性や感性、自尊心、創造性をはぐくみ、また他者に共感する心を通じて、利他心を養うもの
- ・歴史文化資源に恵まれた奈良県の強みを生かし、幼少期から生涯を通じて文化に親しむことにより、各人が心を耕し、生きる力を得て、豊かな人生を送ることのできる環境づくりを目指す

大綱（案）

【施策の両輪】

歴史文化資源の継承と活用

文化財を保存して、活用につなげることを明確化

【大綱の体系】

文化財の保存

- ・文化財は、先人の文化活動の結晶として、日本の歴史・伝統・文化等の正しい理解と将来の文化の充実・発展の基礎をなすものであり、大切に受け継いでいく。
- ・滅失・毀損のおそれのある文化財を保存し、歴史文化資源とすることで、現在及び将来の活用につなげる。

【奈良県文化財保存活用大綱（R3.6策定済）】

文化資源の活用

- ・活用につながる文化財が歴史文化資源。
- ・歴史文化資源は、過去、現在、未来を生きる人々の共通の財産、公共財であり、積極的に活用すべきもの。
- ・歴史文化資源との対話を通じてその本質的価値を理解し、先人からの豊かな知恵と勇気を心の栄養として受け止め、心を耕し、自分たちの能力を引き出す。

【奈良県文化資源活用大綱】

文化活動の振興

歴史文化資源を活用することで文化活動がより豊かなものとなることを明確化

- ・文化活動は、人間の成長や人生を有意義に過ごすためになくはならないもの。
- ・文化活動（鑑賞・体験・創作、表現、追求）を通じ、利他心や自尊心、自分の想いを伝えていく力が育まれる。
- ・自己実現や自己表現を体感していくことにより、心に栄養を与え、内面を豊かにすることができると。
- ・文化活動は、人々の心を耕し、よく生きる力を与える。

【奈良県文化活動振興大綱】

大綱改定にあたって

文化は、豊かな人間性や感性、自尊心、創造性をはぐくみ、また、他者に共感する心を通じて、他人を尊重する精神、利他心を培います。さらに、より質の高い経済社会への転換を促す原動力にもなります。

県では、文化振興施策を力強く推進するため、平成29年3月、歴史と芸術が息づく心豊かな文化の都・奈良県を目指し、本県の強みである「歴史文化資源活用分野」と「芸術文化振興分野」に力点を置いた、「奈良県文化振興大綱」を策定しました。

また、令和3年4月に施行した「奈良県文化振興条例」では、「歴史文化資源の継承及び活用」と「文化活動の振興」を両輪に、心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現を目指すこととしています。

本条例の施行とともに、令和3年度は、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進していくため「奈良県文化振興戦略懇話会」における有識者の会議（令和3年6月～）や、反田恭平氏が代表を務めるジャパン・ナショナル・オーケストラ株式会社（JNO）との連携協定の締結（令和4年2月）など、本県の文化振興を推進する出来事が多くありました。

とりわけ、歴史文化資源の活用や芸術文化活動の振興により心豊かな県民生活の実現に資するとともに、観光、産業等の分野と連携した地域振興を目指す「なら歴史芸術文化村」がオープン（令和4年3月）し、本県の文化振興は新たなフェーズに移行したと言えます。

これを契機として本県文化振興の更なる充実を図るため、改めて文化振興の意義を考え、それに相応しい大綱に改定することとしました。

今回の大綱改定の要諦は、本県の文化振興の柱となる「文化財の保存」、「文化資源の活用」、「文化活動の振興」という3つの要素に着目し、それぞれの意義を具体化したことです。

<「文化財の保存」の意義>

- ・文化財は、先人の文化活動の結晶として、日本の歴史・伝統・文化等の正しい理解と将来の文化の充実・発展の基礎をなすものであり、大切に受け継いでいく。

- ・滅失・毀損のおそれのある文化財を保存し、歴史文化資源とすることで、現在及び将来の活用につなげる。

＜「文化資源の活用」の意義＞

- ・活用につながる文化財が歴史文化資源。
- ・歴史文化資源は、過去、現在、未来を生きる人々の共通の財産、公共財であり、積極的に活用すべきもの。
- ・歴史文化資源との対話を通じてその本質的価値を理解し、先人からの豊かな知恵と勇気を心の栄養として受け止め、心を耕し、自分たちの能力を引き出す。

＜「文化活動の振興」の意義＞

- ・文化活動は、人間の成長や人生を有意義に過ごすためになくはないもの。
- ・文化活動（鑑賞・体験、創作、表現、追求）を通じ、利他心や自尊心、自分の想いを伝えていく力が育まれる。
- ・自己実現や自己表現を体感していくことにより、心に栄養を与え、内面を豊かにすることができる。
- ・文化活動は、人々の心を耕し、よく生きる力を与える。

そして、これら3つの要素の関連性に着目すると、先人の文化活動の結晶が文化財であり、活用につながる文化財が歴史文化資源で、それは人々の共通の財産（公共財）であり積極的に活用すべきものであること、歴史文化資源との対話により、心の栄養として受け止め、各人が能力を引き出すことになること、歴史文化資源を活用することで心の栄養となり文化活動がより豊かなものになることが認められ、3つの要素には、密接かつ重要な関連性が横たわっていると考えられます。

以上により、「文化財の保存」、「文化資源の活用」、「文化活動の振興」の3つの要素の固有の意義を踏まえ、従前の「奈良県文化振興大綱」を「文化資源の活用」に対応した「奈良県文化資源活用大綱」と「文化活動の振興」に対応した「奈良県文化活動振興大綱」の2つに分けるとともに、「奈良県文化財保存活用大綱」（令和3年6月策定）も合わせて体系を整理しました。

これら文化に関する３つの大綱をもとに、歴史文化資源に恵まれた本県の強みを生かし、幼少期から生涯を通じて文化に親しむことにより、各人が心を耕し、生きる力を得て、豊かな人生を送ることのできる環境づくりを目指し、本県独自の文化振興施策の推進に取り組んでまいります。

第 I 章 大綱の趣旨及び基本的な考え方

1. 文化資源を活用する意義

活用につながる文化財が歴史文化資源。

歴史文化資源は、過去、現在、未来を生きる人々の共通の財産、公共財であり、積極的に活用すべきもの。

歴史文化資源との対話を通じてその本質的価値を理解し、先人からの豊かな知恵と勇気を心の栄養として受け止め、心を耕し、自分たちの能力を引き出す。

奈良は、日本文化を代表する様々な文物の発祥の地であるとともに、日本の国家としての基礎が築かれた場所です。

我が国が国家としての礎を築き、新しい国としての歩みをはじめた遙か古代において、本県の多くの地域が、日本の歴史を語り、考えるうえで欠くことのできない歴史的出来事の主要な舞台となりました。例えば、飛鳥宮や藤原京が営まれた飛鳥・藤原の地。天皇による集権国家がこの国で初めて形成された、いわば古代の「近代化」がなされた中心地です。そして、遣隋使、遣唐使の派遣や渡来人の活躍等に見られるように、古代東アジアにおける交流と文化の伝播の拠点でもありました。

また、現存する日本最古の書物である『古事記』、我が国初の勅撰の歴史書である『日本書紀』、現存する最古の歌集であり、古代の人々の息吹を今に伝える『万葉集』には、いにしへの奈良をはじめとする全国各地の原風景とそこに息づく多彩な物語が記されています。そのゆかりの場所を訪れ、歴史のストーリーに身を委ねれば、今も記紀・万葉の世界を追体験し、来し方の古代の風景が立ち現れてきます。

このような歴史上の出来事のゆかりの場所や、長い歴史の中で培われ幾世代もの先人たちがつないできた歴史上の産物は、現代を生きる我々に豊かな知恵と勇気を与えてくれるかけがえのない資源です。

このような歴史上の産物を歴史文化資源として捉え、現代の我々がこれら歴史文化資源との対話による本質的価値の理解を通じて、先人から与えられた豊かな知恵と勇気を心の栄養として受け止め、心を耕し、自分たちの能力を引き出すことで、今を「よく生きる」ということにつな

がっていくと考えます。

歴史文化資源は、過去、現在、未来を生きる人々の共通の財産、公共財であり、一部の限定された範囲で活用されるのではなく、多くの方々が深く理解し、積極的に活用していただくことが重要だと考えています。歴史文化資源は、地域の財産、本県の財産、日本の財産であると同時に、世界の人、そして未来の人々の財産であるべきです。

私達には歴史文化資源の本質的な価値に触れ、その恩恵を享受したうえで、未来へと確実につないでいく役目があります。

本大綱では、歴史文化資源が有するこのような可能性を踏まえつつ、現状と課題を分析し、歴史文化資源に恵まれた本県の強みを生かし、幼少期から生涯を通じて文化に親しむことにより、各人が心を耕し、生きる力を得て、豊かな人生を送ることができる環境づくりを目指して、本県らしい活用施策のあり方を示しつつ、文化振興施策を力強く推進してまいります。

2. 大綱が目指す姿

前述の「歴史文化資源を活用する意義」や、奈良県文化振興条例の趣旨・基本理念を踏まえるとともに、本県が我が国の国家としての基礎が築かれた場所、日本の文化の始まりの地であることを強く意識し、文化の力をもって地域を活性化することを目指して、本大綱を策定するものとしします。

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律第18号）において、文化資源とは、「有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源」と規定されています。

本県は、先史時代から古代を中心として、過去の人々の営みに関わる領域の文化資源である「歴史文化資源」を数多く有しており、それらは、本県の個性を形成する主要な要素であると考えます。

このことから、本県の比類なき強みである「歴史」に焦点を当て、歴史文化資源との対話により、その本質的価値の理解を通じて私たちが今（現代）を生きる意味を考えていただくことを目的に、本大綱は主に本県の歴史文化資源の活用に係る方向性や施策の展開について定めるものとしします。

歴史文化資源の活用にあたっては、①歴史文化資源は公共財であり、広く多くの人々に活用していただくべきものであること、②歴史との対話、歴史からの恩恵を引き出すため、全ての歴史文化資源について、積極的な活用を実践し、そのうえで多くの人々の理解を得た上で未来へとつないでいくこと、③滅失・毀損のおそれのある文化財も存在するため、そのような文化財については、保存の観点で配慮すること、④形のない歴史文化資源は、その存在に気づき、掘り起こし、光を当て、活用し続けなければ、次第に風化していく存在であるため、積極的な活用こそが継承につながることを念頭に置き、課題の設定、施策の展開を行います。

3. 対象期間

令和5年4月1日から概ね5年間（第2期）

4. 大綱の位置づけ

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和13年法律第162号）に規定する「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」のうち、「文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として策定するものです。

また、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第1項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」にも位置づけて策定します。

さらに、奈良県文化振興条例に規定する「基本的施策を総合的かつ計画的に推進するための指針」でもあり、県が他に定める奈良県教育振興大綱、奈良県文化財保存活用大綱及び奈良県文化活動振興大綱と並び立ち、相互に補完するものです。

<文化芸術基本法に規定される文化資源活用における県の役割>

我が国の文化政策は、文化芸術全般にわたる基本的な法律として制定された文化芸術基本法を頂点とする文化法制に基づき推進されています。

文化芸術基本法は、その前文において、文化芸術について以下のよう

- ・文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。
- ・文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。
- ・文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

同法は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に貢献することを目的としています。

また、同法第4条は、地方公共団体の責務について「地方公共団体は、(同法の)基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定しています。

<教育基本法に規定される文化資源活用における県の役割>

教育基本法（昭和22年法律第25号）では、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育」を推進しています。また、教育の目標として「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこ

と。」が掲げられており、教育と文化には強い関連があります。

さらに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）では、地方公共団体の長は総合教育会議を設置するとともに、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じた当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を総合教育会議と協議して定めることとされています。

そのため、本県では文化の振興に関する総合的な施策の大綱として、本大綱及び奈良県文化活動振興大綱を、奈良県総合教育会議との協議を経て策定します。

<奈良県文化振興条例に規定する文化資源活用における県の責務>

本県では、令和 3 年 3 月に奈良県文化振興条例を制定し、同年 4 月に施行しました。

本条例では、「歴史文化資源の継承及び活用」と「文化活動の振興」の 2 つ分野で文化の振興と地域振興を推進することを使命として、基本理念や基本的施策を明らかにしています。

第 4 条において、県は「条例の基本理念にのっとり、文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務」を有することと規定し、施策の実施にあたり、県は「県民、歴史文化資源の継承及び活用を行う者、文化活動を行う者、教育機関、事業者、市町村、他の都道府県、国その他の主体と連携し、及び協働する」ことを規定しています。

(主要な用語の定義)

本大綱における用語は、条例の規定等を踏まえて、以下のように定義します。

・歴史文化資源

文化資源とは、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律において、「有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源」と規定されています。

また、条例では、歴史文化資源とは、「有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源であって、歴史に対する認識を深めるもの」と定めています。

本大綱では、活用につながる歴史上の産物を歴史文化資源として幅広く捉えます。滅失・毀損の恐れのある文化財についても、活用のための確実な保護措置を施し、歴史文化資源として活用につなげます。

本県の地域特性のある歴史に着目する観点から、歴史文化資源活用施策で対象とする歴史文化資源は、概ね近代までのものを中心とし、最も強みを発揮できる「先史時代から古代」にかかるものの活用に力点を置くこととします。

1. 文化を取り巻く環境の変化

（1）社会情勢の変化

①人口減少・少子高齢化

本県の人口は令和4年10月1日時点の推計で130.6万人であり、平成12年以降減少の一途をたどっています。全国的に見ても人口の減少が進んでおり、今後もさらに減少する見込みです。また、年齢別の人口を見ると、65歳以上の割合が増加傾向にある一方、64歳以下の割合は減少し続けています。

人口減少、少子高齢化の社会問題は、文化活動の担い手や文化資源の継承者の不足など、文化振興の分野においても様々な影響を及ぼしています。これからの文化振興を検討するにあたり、人口構造の変化は常に意識しなければなりません。

②新型コロナウイルス感染症の拡大

令和2年頃から、新型コロナウイルス感染症が世界中で急速に蔓延し、感染症拡大防止の観点から、人々は国外渡航だけでなく、国内移動についても厳しい制限を受けることとなりました。さらに、密閉空間・密集場所・密接場面のいわゆる「3密」を避けることが推奨され、人々が集まる活動はほとんどできない時期もあり、文化活動やイベント等は中止や延期に追い込まれる事態となりました。

このような状況を受け、中止・延期等を余儀なくされた文化に対する関心と熱意を盛り上げるべく、国等による事業継続や生活維持に係る支援、活動再開に向けた支援も行われてきました。

感染対策を講じた文化イベントの実施や、イベントのオンライン化等により、文化活動を再開する動きが活発化してきているものの、未だ新型コロナウイルス感染症は収束に至っておらず、文化活動やイベント等は影響を受けている状況にあります。

（2）国の動向

①文化芸術振興基本法の一部改正

平成 29 年 6 月に文化芸術振興基本法が文化芸術基本法に改正され、年齢、障がいの有無又は経済的な状況にかかわらず、等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備や、観光、まちづくり、国際交流などの関連分野における施策との有機的な連携などの基本理念が追加されました。

②文化財保護法の一部改正

平成 30 年 6 月の一部改正（平成 31 年 4 月施行）では、地域における文化財の総合的な保存・活用を図るため、都道府県は文化財保存活用大綱を策定できることとなりました。

また、市町村は県の文化財保存活用大綱を勘案して、文化財保存活用地域計画を策定し、国の認定を申請できることとなりました。

さらに、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用を図るため、国指定等文化財の所有者又は管理団体は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できることとなりました。

令和 3 年 4 月の一部改正（令和 3 年 6 月及び令和 4 年 4 月施行）では、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るため、無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度が新設されるとともに、地方公共団体による登録制度が新設されました。

③地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

平成 30 年 6 月の一部改正（平成 31 年 4 月施行）で、教育委員会の所管とされている文化財保護の事務を、条例により地方公共団体の長が担当することができるようになりました。

また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 26 号）により博物館等の社会教育に関する教育機関も地方公共団体の長が所管可能になりました。

④文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律の制定

令和 2 年 5 月 1 日、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和 2 年法律第 18 号）（以下「文化観光推進法」といいます。）が施行されました。

文化観光推進法は、文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的とするものです。

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣が定める基本方針に基づく拠点計画及び地域計画の認定や、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めています。

（３）県の動向

①文化財保護事務の知事部局への移管

平成 31 年 4 月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、文化財保護事務を地方公共団体の長が担当できることとなったことを受けて、文化財の保存と活用を一体的に推進するため、県教育委員会事務局にあった文化財保存課及び文化財保存事務所を知事部局に移管しました。

②奈良県文化振興条例の制定

令和 3 年 3 月に、本県の目指す文化振興について、基本理念を定め、県の責務や関係者の役割を明らかにするとともに、歴史文化資源の継承と活用及び文化活動の振興を施策の両輪とし、文化振興に関する施策の基本的事項を定める条例を策定しました。

③奈良県教育振興大綱の改定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育における地方分権の一環として、知事が教育の振興に関する総合的な施策の大綱を定められるようになり、令和 3 年 3 月に対象期間を 4 年間とする第 2 期「奈良県教育振興大綱」を策定しました。

④奈良県文化財保存活用大綱の策定

令和3年6月に、本県における文化財の保存と活用の基本的な方向性を明確にするとともに、各種の取組の共通の基盤となるものとして、「奈良県文化財保存活用大綱」を策定しました。

⑤奈良県文化振興戦略懇話会の設置・運営

本県における文化振興に係る諸課題に対して広く意見を聴くことで、その諸課題について総合的に検討し、文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的として、奈良県文化振興戦略懇話会を設置し、令和3年度から運営を開始しました。

2. 第1期の課題

奈良県文化振興大綱（第1期）の策定に当たっては、平成29年度から概ね5年間を適用期間として、本県の強みである歴史文化資源を活用した取組について、次のとおり課題を整理しました。

（1）全庁的な歴史文化資源活用に関する施策推進

全庁的に歴史文化資源を意識した取組を推進し、一元的に情報発信を行うこと。

全ての県職員が地域の歴史を意識した施策推進を行うような気風を培うこと。

（2）歴史文化資源に関する情報の集積

歴史文化資源データベースを整備し、全庁的な施策推進の基礎とすること。

（3）歴史文化資源に関する説明手法の向上

市町村等とともに歴史に関する説明力向上の取組を推進すること。特に子どもにわかりやすい説明や人に感動を与えうる歴史の本質に触れるような説明手法を確立すること。

（4）歴史文化資源活用関連施設との連携

県立及びその他の歴史文化資源活用関連施設が連携し、効果的に

施策を推進すること。

(5) 取組実績の評価・共有

取組の成果測定にあたっては、定量的評価とともに定性的評価も採り入れ、総合的に評価を行うこと。また、評価を県民の皆さまと共有することにより、文化振興への関心と行動を喚起し、ともに歴史文化資源活用施策を推進すること。

3. 第1期の課題に対する施策の方向性と成果

第1期では、課題を踏まえた施策の方向性に基づき、各種施策に取り組みました。主な取組実績と成果は次のとおりです。

(1) 歴史文化資源活用分野の取組状況

① 施策対象のデータベース化

施策の方向性

- 歴史文化資源の存在と分布が全県的に把握された状態の実現
- 特に、歴史文化資源に関する説明力向上に資する情報については、収集に留まらず、市町村、所有者、地域住民と連携して作成・編集した説明文も蓄積

取組実績

- 「いかす・なら」データベースなど、歴史文化資源の存在と分布が全県的に把握されるよう進めてきました。



「いかす・なら」データベース

- 「なら記紀・万葉」ホームページの整備を行い、記紀・万葉集に関する歴史文化資源情報の蓄積や、過去の事業のアーカイブ公開等を進めてきました。
- 市町村や地域のボランティアの方々と連携し、歴史文化資源をテーマとしたイベントを開催しました。また、その内容を動画配信等によりホームページで発信しました。

②補助金を通じた整備・活用の支援体系の再構築

施策の方向性

- 特に価値の認められる歴史文化資源に対し、修理等必要な保存措置を行い、物理的に維持し、活用する仕組みを構築

取組実績

- 未指定文化財を含む歴史文化資源を用いた地域振興を図る取組を支援するため、市町村や歴史文化資源所有者等へ補助を実施しました。
- 市町村が歴史文化資源の積極的な整備・活用を進めるための事業に対する補助を実施しました。
- 国指定及び県指定文化財について、所有者・管理者が行う修理及び保存のための事業に対する補助を実施しました。

③情報発信強化

施策の方向性

- 効果的な発信手法や発信のための情報編集手法を確立し、市町村や歴史文化資源所有者等、県以外の主体とともに発信
- 情報発信を効果的に進めるための各種プロジェクトの展開

取組実績

- 市町村をはじめとする県内の歴史文化資源活用関連施設の取組等を集約し、より訴求力のある形に編集して県内外へ発信しました。
- 『古事記』『日本書紀』『万葉集』（以下、「記紀・万葉」という。）や「飛鳥・藤原」をテーマとした講座や講演会等を実施し、市町村やボランティア、各地域にお住まいの方々と連携しながら各地域に有する歴史文化資源に関する情報発信を行いました。
- 特別展「出雲と大和」をはじめとする首都圏での情報発信、「記紀・万葉」や世界遺産をPRするホームページ、歴史文化資源を紹介するパンフレットの作成、世界遺産ジャーナルの作成等、積極的に情報発信を行いました。



R2.10.30「飛鳥・藤原」世界遺産講演会
(奈良県橿原文化会館)

- 歴史文化資源活用関連施設を地域交流の拠点として、地域の人に親しみやすい展示やイベントを実施しました。

④ 国際展開

施策の方向性

- 海外における日本文化の紹介や、海外の文化遺産修復の研修等、文化に関する国際交流及び国際貢献の推進

取組実績

- 県内の複数の社寺が所有する仏像等をフランスのギメ東洋美術館やイギリスの大英博物館で展示するなど、世界に向けて日本文化の源流である奈良の奥深い魅力を発信し、本県の歴史文化資源を活用した国際展開を図ってきました。



R1.10.3～11.24 奈良の仏像海外展示
(大英博物館)

⑤ 地域交流

施策の方向性

- 地域において県民が歴史文化資源に親しみ学べる取組の実施
- 歴史文化資源活用関連施設における地域交流の拠点施設としての効果的な運営

取組実績

- 公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所（以下、「ACCU奈良事務所」という。）への支援を通じた地域交流として、県内高校生を対象に、世界遺産に関する事業（世界遺産教室）の実施を通して、文化遺産の大切さについて理解を深める機会を提供しました。
- 文化財修理・修復体験事業を実施し、地域の宝である歴史文化資源について、多くの方々が実際に触れ、学び、理解する機会を創出しました。

⑥人材育成

施策の方向性

- 歴史文化を継承する担い手としてのプロ人材の育成、一般の方々の機運の醸成
- 県庁職員が地域の歴史を踏まえて業務を進めることができる仕組み、組織体制の構築
- 学校教育において、郷土の歴史文化や自然、人々との触れ合いを生かした学習の推進

取組実績

- 文化財建造物の保存修理現場においてインターンシップを実施しました。
- 奈良大学と共催で全国の高校生が調査・研究した歴史・地理の研究レポートを募集し、優れたレポートをまとめた高等学校の代表者を奈良大学へ招待する催しを実施しました。
- 小学生が「記紀・万葉」などに楽しみながら親しめるよう課外学習として県職員による参加体験型イベントを実施しました。

⑦他の行政分野における歴史文化資源活用の観点への留意

施策の方向性

- 文化と文化財を所管する部局のみに留まらず、行政各分野において歴史文化資源活用の観点を意識した施策の継続実施

取組実績

- 文化と文化財を所管する部局のみに留まらず、観光やまちづくり担当部局とも連携し、歴史文化資源を題材とした菊人形展や、聖徳太子没後 1400 年など歴史文化資源関連テーマによるキャンペーン展開等、歴史文化資源活用の観点を意識した施策を継続して実施しました。

(2) 数値目標の状況

歴史文化資源の活用に関する成果及び行動目標の状況は次のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、歴史文化資源活用関連イベントの中止や延期、規模の縮小、関連施設の休館や

利用制限等を余儀なくされたことなどにより、目標の達成が困難な状況となりました。今後は、そのような状況下にあっても歴史文化資源の活用を積極的に推進するため、デジタル技術の活用等による情報発信等切れ目のない歴史文化資源活用の取組を実施していく必要があります。

【成果目標】県民が、歴史を通して地域の文化への理解を深め、奈良県や身近な地域への愛着を感じている状態の実現

〈成果指標〉県民アンケートにおいて、将来的に奈良県に「ずっと住みたい」または「一度は県外に出ても、奈良県に戻って住みたい」と答えた理由として、

- ①「奈良県や身近な地域に愛着を感じるから」を挙げる県民の割合を50%に高めます。
- ②「世界遺産や文化財などが多く、歴史的な雰囲気を感じるから」を挙げる県民の割合を40%に高めます。

成果指標①の状況

H28 年度		H29 年度		H30 年度		R 元年度		R2 年度		R3 年度
44.4%	↘	42.0%	↗	42.8%	↗	43.3%	↘	41.3%	↘	40.9%

成果指標②の状況

H28 年度		H29 年度		H30 年度		R 元年度		R2 年度		R3 年度
35.9%	↘	34.8%	↗	37.0%	↘	33.2%	↗	36.0%	↘	33.6%

指標①については、平成29年度から令和元年度にかけて数値が上昇したものの、令和2年度から令和3年度は数値が下降し、目標値を達成できませんでした。

指標②については、平成29年度から令和3年度まで上昇・下降を繰り返し、目標を達成できませんでした。

【成果目標】県民が、地域の文化的環境に対して満足している状態の実現

〈成果指標〉県民アンケートにおける、県民の生活に関する項目の満足度について、

- ①「文化遺産や史跡が大事にされていること」の平均点数（5段階評価

5 点満点) について 3.5 点以上を維持します。

- ②「自分が住んでいる地域に活気があり、魅力のある地域になっていること」の平均点数（5 段階評価 5 点満点）について 3.0 点に高めます。

成果指標①の状況

H28 年度		H29 年度		H30 年度		R 元年度		R2 年度		R3 年度
3.58	↘	3.55	↘	3.51	↗	3.57	↘	3.51	↗	3.57

成果指標②の状況

H28 年度		H29 年度		H30 年度		R 元年度		R2 年度		R3 年度
2.69	↗	2.73	↘	2.69	↗	2.72	↗	2.73	↗	2.76

指標①は、平成 29 年度から令和 3 年度まで、毎年度目標を達成することができました。

指標②は、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて下降したものの、令和元年度以降は上昇を続けて目標値に近づいています。

【成果目標】奈良県の歴史や芸術の魅力を動機として、訪問や周遊、観光が盛んに行われている状態の実現

〈成果指標〉県民アンケートにおいて、親せきや友人、知人等をもてなすため、観光やレクリエーションを目的に奈良県各地域を訪問する場合の訪問目的として、

- ①「歴史や文化財に触れる（社寺、世界遺産など）」を挙げる割合について 70%以上を維持します。
- ②「伝統行事・イベント・祭り」を挙げる割合について 30%に高めます。

成果指標①の状況

H28 年度		H29 年度		H30 年度		R 元年度		R2 年度		R3 年度
72.6%	↘	68.5%	↘	68.1%	・	—	↘	67.5%	↘	—

成果指標②の状況

H28 年度		H29 年度		H30 年度		R 元年度		R2 年度		R3 年度
26.8%	↘	24.7%	↘	23.2%	・	—	↘	22.1%	↘	—

指標①、指標②ともに目標を達成することができませんでした。

【行動目標】 本県の歴史や文化の情報が盛んに利活用されている状態の実現

〈行動指標〉 県が運営している歴史文化資源活用に関するホームページ「奈良県文化資源データベースホームページ」アクセス数を年間 30 万件以上に高めます。

行動目標の状況

H28 年度		H29 年度		H30 年度		R 元年度		R2 年度		R3 年度
—	・	66,348 件	↗	104,158 件	↗	234,111 件	↗	431,474 件	↗	857,179 件

毎年度、ホームページへのアクセス数が増加しており、令和 2 年度以降、目標を達成しました。

【行動目標】 歴史文化資源の説明について、わかりやすく親しみやすい説明手法が確立されている状態の実現

〈行動指標〉 説明力の高い歴史文化資源の説明文が、「奈良県歴史文化資源データベース」に 200 件以上蓄積されている状態を実現します。

行動目標の状況

H28 年度		H29 年度		H30 年度		R 元年度		R2 年度		R3 年度
200 件	↗	260 件	↗	350 件	↗	370 件	↗	390 件	→	390 件

平成 29 年度以降、190 件のデータの追加を行い、令和 3 年度現在で 390 件のデータを蓄積しました。

第Ⅲ章 現状と課題

本県では第Ⅱ章のとおり、様々な施策に取り組んできましたが、未だ以下の課題を有していると考えます。第２期ではこれらの課題解決に向け、基本目標を掲げて取り組みます。

1. 現状と課題

(1) 歴史文化資源の掘り起こしと情報の蓄積

我が国の歴史の始まりの地であり、比類の無い豊かな歴史に彩られた本県は、我が国における歴史文化資源の宝庫といえる特長を有しています。これらの歴史文化資源は、先人の文化活動の結晶であり、先人の豊かな知恵と勇気が宿ったかけがえのない文化資源です。このような歴史文化資源の本質的価値を理解し、先人の知恵と勇気に触れることは、現代に生きる私たちにとっても、心の栄養となり自分たちの能力を引き出していくことにつながります。

歴史文化資源の本質的価値を理解するためには、それらの歴史文化資源が成立した時代背景や社会的背景、制作者の意図や思いなど、様々な情報を複合的に捉え、各人が主体的に歴史文化資源と対話し考えることが必要です。多くの方々に本県の歴史文化資源の本質的価値を理解いただくため、それら歴史文化資源の掘り起こしと、歴史文化資源に関する多様な情報の蓄積を行い、世界を意識した多角的な発信を進める必要があります。

国宝・重要文化財等に指定された周知の文化財はもちろん、各地域で大切にされ、受け継がれてきた地域の歴史文化資源も本県の特質を語る上で欠くことのできない貴重な存在です。未だ広く知られていない地域の歴史文化資源についても、その掘り起こしを行い、活用につなげていく必要があります。

(2) 歴史文化資源の次世代への継承と積極的活用

文化財は、歴史文化資源として広く活用されるべきものです。現在・未来に生きる多くの人たちが、広くその恩恵を受けて、個々の歴史文化資源の価値を認識し、共有してこそ、世代を超えて着実に

継承されていくものであると考えます。文化財を活用することなく単に保存を行う凍結保存ではなく、歴史文化資源として捉え、積極的に活用していくことが必要です。

なお、歴史文化資源を積極的に活用すると同時に、滅失・毀損の恐れのある文化財については、確実に次世代へと継承できるよう十分な保存措置を施す必要があることを常に配慮する必要があります。

一方、無形の文化財、歴史的書物の内容、歴史上の人物の伝記、歴史的な出来事の故地、古い地名などの形の無い歴史文化資源は、その存在に気づき、掘り起こし、光を当て、活用しつづけなければ、次第に風化していく存在です。形の無い歴史文化資源については、より積極的に活用していくための機会の創出が必要です。

若年世代の歴史への関心の低さも課題となっています。将来を担う若年世代に歴史文化資源への興味・関心を高めてもらう必要があります。歴史文化資源は、幅広い世代の多くの方々がその価値に気づくことで、次世代へと着実に継承されます。幅広い世代が歴史文化資源に親しみ、その魅力を実感できる機会の創出が必要です。

2. 基本目標と評価指標

以上の現状と課題を踏まえ、歴史文化資源活用施策における第2期の基本目標及び評価指標を、次のとおり設定します。

(1) 基本目標

- ・歴史文化資源の本質的価値の理解につながる積極的活用の推進と継承
- ・世界遺産などの歴史文化資源が身近に感じられる環境づくり

(2) 評価指標

上記(1)に示した基本目標の達成度を検証するため、次のとおり評価指標を設け、それぞれの目標値を次のとおり定めます。

評価指標	目標値
将来的に奈良県に「ずっと住みたい」または「一度は県外に出ても、奈良県に戻って住みたい」理由として、「奈良県や身近な地域に愛着を感じるから」を挙げる県民の割合 【出典：県民アンケート】	第２期最終年度までに、50%に高めます。 【令和３年度：(40.9%)】
将来的に奈良県に「ずっと住みたい」または「一度は県外に出ても、奈良県に戻って住みたい」理由として、「世界遺産や文化財などが多く、歴史的な雰囲気を感じるから」を挙げる県民の割合 【出典：県民アンケート】	第２期最終年度までに、40%に高めます。 【令和３年度：(33.6%)】
「文化遺産や史跡が大事にされていること」に対する県民の満足度評価の平均点数（５段階評価５点満点） 【出典：県民アンケート】	第２期最終年度まで継続して、毎年度平均点数を 3.5 点以上維持します。 【令和３年度：(3.57 点)】
「自分が住んでいる地域に活気があり、魅力のある地域になっていること」に対する県民の満足度評価の平均点数（５段階評価５点満点） 【出典：県民アンケート】	第２期最終年度までに、平均点数を 3.0 点にします。 【令和３年度：(2.76 点)】

第Ⅳ章 歴史文化資源活用施策の方向性

今回の大綱改定にあたっては、「文化財の保存」、「文化資源の活用」、「文化活動の振興」のそれぞれの意義を確認した上で、文化財を保存して活用につなげること、歴史文化資源を活用することで文化活動がより豊かなものになるという、本県文化振興の考え方を明確化しました。

これを意識しつつ、第Ⅲ章で取り上げた課題と基本目標の達成に取り組むため、第２期に展開する歴史文化資源活用施策の方向性を次のとおりと定めます。

１． 歴史文化資源活用施策について

（１）歴史文化資源の積極的活用及び継承に関する活動の促進

歴史文化資源の積極的活用及び継承に関する活動の促進を図るため、県民が歴史文化資源に親しみ、歴史文化資源の意義を学ぶことができる機会の提供その他の必要な施策に取り組みます。

歴史文化資源は、文化資源そのものだけでなく、その時代背景、作られた経緯、制作者の意図・精神など、様々な複合的情報と共に、それぞれの人々が主体的に考えることにより、その本質的価値の理解へとつながります。県内外及び世界の人々が本県の歴史文化資源の本質的価値に触れ、その理解につながるような取組を進めます。

なら歴史芸術文化村を拠点として、『なぜ？』が芽生える。『知る』を楽しむ。」をテーマとした歴史文化資源活用施策に取り組みます。

歴史文化資源の活用にあたっては、ターゲットを意識し、ニーズに応じた活用の手法を取り入れます。

社寺等歴史文化資源の所有者、市町村、各地域の方々及び公共交通機関等と連携し、魅力的な催事や付加価値の高い周遊ルートの形成等に取り組む、誰もが歴史文化資源の魅力に触れられる取組を展開します。

新たな世界遺産の登録に向け、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」についての理解度向上・登録への機運醸成につながる取組を

進めます。

海外での仏像展示を開催したノウハウを生かし、世界に向けて本県の歴史文化資源を展示・発信する施策に取り組みます。

市内の観光やまちづくり担当部局とも緊密に連携し、本県の個性ともいえる豊かな歴史文化資源が幅広い分野において本県の魅力向上につながるよう取り組みます。

（２）歴史文化資源の把握及び発信

歴史文化資源を把握するとともに、有識者との意見交換を重ねながら、分かりやすく発信するための施策に取り組みます。歴史文化資源への理解を深め、その魅力を実感することで地域の魅力向上につなげます。

未指定の文化財を含む各地域で大切にされている歴史文化資源のデータベースである「いかす・なら」の充実に取り組みます。

また、各時代の歴史文化資源のストーリーや伝承を発信するホームページの充実、デジタル技術を活用した情報発信の推進、県内の魅力的な歴史文化資源の掘り起こしに取り組みます。

（３）人材育成等

歴史文化資源の活用及び継承を担う人材の育成を図るため、歴史文化資源に触れる機会の提供、教育機関における学習の支援、文化財の修復に係る講習の実施等必要な施策に取り組みます。

将来を担う若年世代が歴史文化資源に対する興味・関心を深め、次世代への継承を担うことが重要であるため、歴史文化資源学習の機会の創出に取り組むとともに、文化財の保存・修理に携わる技術者を増やすための人材育成に取り組みます。

（４）交流の促進

歴史文化資源に関する理解の促進を図るため、国内外における本県の歴史文化資源を紹介する機会の確保、歴史文化資源に関する研究に係る地域間交流及び国際交流の促進その他の必要な施策に取り組みます。

海外での展覧会開催や相互交流等、国内外との歴史文化資源に関する交流を通じて、その魅力を広く世界中に知ってもらえるような

施策に取り組みます。

(5) 文化財の修復、公開等に対する支援

歴史文化資源のうち、滅失・毀損のおそれのある文化財については、その保存及び活用を図るため、その修理、公開その他必要な支援に取り組みます。

奈良県文化財保存活用大綱に沿った文化財の保存と活用に関する取組を進めるとともに、市町村及び民間団体への支援に関する施策に取り組みます。

(6) 地域住民の誇りの醸成等

県民がその居住する地域の文化に対する理解及び関心を深めるとともに、誇りと愛着を持つことができるよう、地域住民が主体となる歴史文化資源の活用及び継承の推進に係る取組に対する支援その他の必要な施策に取り組みます。

歴史文化資源ゆかりの地域と連携した催しの実施や、県立歴史文化資源活用関連施設での地域と連携した取組を実施します。

また、各地域における地域文化の発信拠点である市町村立施設との連携を進めます。

第Ⅴ章 施策の展開

第Ⅳ章で示した施策の方向性に基づき、次のとおり施策を展開します。

1. 歴史文化資源活用施策について

(1) 歴史文化資源の積極的活用及び継承に関する活動の促進

歴史文化資源の積極的な活用及び継承につなげるため、有識者の意見を踏まえながら、国際交流にも光を当てつつ、以下の取組を実施します。

- ・歴史文化資源との対話を促し、その本質的価値の理解につなげるため、各種事業を展開します。
- ・各種事業を実施する際には、市町村、関係する他の都道府県、社寺等と連携を図り、ニーズに沿ったターゲットを定めた事業を実施します。
- ・なら歴史芸術文化村において、考古遺物、建造物、仏像、絵画・書跡の4分野の修理現場の公開、対話による解説を行うほか、VR映像等のデジタルコンテンツを活用した体験講座等を実施します。
- ・なら歴史芸術文化村において、地域の文化財や同村において修理を実施した文化財等の企画展示を行うほか、社寺や文化財修復関係者の講演、体験を重視した企画等を開催します。
- ・「飛鳥・藤原」の世界遺産登録へ向け、「飛鳥・藤原」の価値を情報発信し、国内外の機運醸成を図ります。
- ・世界遺産登録を目指す「飛鳥・藤原」の構成資産である地下遺構は、一見して価値が分かりづらいため、史実に基づいた構成資産の持つストーリーを動画コンテンツ等で可視化し、理解を促します。
- ・世界遺産ジャーナル（日本語版・英語版）を発行し、世界遺産への理解を促進するとともに、県内既存の3資産（「法隆寺地域の仏教建造物」、「古都奈良の文化財」、「紀伊山地の霊場と参詣道」）や登録を推進する「飛鳥・藤原」について紹介します。

- ・世界に向けて奈良の歴史文化資源の魅力を発信することを目的とし、仏像や考古遺物、仏教美術、県内の美術工芸品等の歴史文化資源の海外での展覧会開催に向けた準備を進めます。
- ・歴史文化資源を多角的に活用し、有識者の意見を基にしたストーリー性を重視した歴史へのアプローチにより国内外の多くの方に歴史を追体験していただくための取組として「なら記紀・万葉プロジェクト」を継続展開します。
- ・本県ゆかりの歴史的出来事の記念年等に合わせ、その歴史的出来事等を「なら記紀・万葉プロジェクト」の主要テーマと位置づけ、国際交流にも光を当てながら、講演会や体験イベント等の催しや情報発信を行います。
- ・文化庁の補助事業等を活用し、本県が誇る歴史文化資源を活用したイベント等を継続して実施します。
- ・「いかす・なら地域計画」に基づき、文化観光拠点施設と位置づけた県内6つの文化施設（奈良国立博物館、県立文化施設等）を中核とした周遊宿泊型の観光を促進するとともに、文化観光拠点施設の利便性向上のための整備や社寺等と連携した事業を実施するなど、文化観光の推進に資する取組を実施します。
- ・橿原考古学研究所における、発掘調査現場の公開等、実際に現地を訪れることで体験することができる特別な機会を創出します。
- ・橿原考古学研究所附属博物館において、考古学や歴史に対する県民・国民の理解を深める機会となるよう、テーマを定めて展覧会を開催します。
- ・万葉文化館において、「万葉古代学（『万葉集』及びこれに関連する古代文化に関する調査研究）」について、専門分野にとらわれない学際的な研究、国際的な視野をもった研究や一般に開かれた研究を進めます。また、それらの研究成果をシンポジウムや公開講座、研究年報の発行等により、広く一般に公開します。
- ・万葉文化館において、『万葉集』を中心とした古代文化の魅力を展覧会や講座等多様なイベント等の実施を通じて発信します。
- ・万葉文化館において、文学・歴史的な意味合いをテーマとする美術的価値が高い作品を展示するなど、視覚による『万葉集』の普及に努めます。また、万葉日本画を展示することで、日本の伝統技法に培われた日本画への理解を深めるとともに、優れた芸術の

鑑賞機会を提供します。

- ・民俗博物館において、奈良に暮らす人々が改良と工夫を重ねながら伝えてきた「大和の民俗資料」等を活用して、多彩なイベントに取り組みます。
- ・民俗博物館において、古民家の保存修復を進めるとともに、修理現場を公開し、併せて多様な撮影の舞台装置として活用します。
- ・図書情報館では、調査研究機関として、県民の多様な資料要求に対応できるよう、時宜に適した新規資料を継続的に収集していきます。
- ・歴史文化資源を活用する施策を推進するにあたり、歴史文化資源活用関連施設と連携して、歴史文化資源の積極的活用及び継承に関する活動の促進に係る取組を実施します。

（２）歴史文化資源の把握及び発信

本県の歴史文化資源の総合的・積極的な発信を図り、広く本県の歴史文化資源への関心を高めるため、以下の取組を実施します。

- ・世界遺産登録を目指す「飛鳥・藤原」の広報ホームページを活用し、県内市町村と連携しながら「飛鳥・藤原」の構成遺産を紹介するとともに、世界遺産登録に向けた広報を進めます。
- ・歴史文化資源の掘り起こしのため、未指定文化財を含めた各地域で大切にされている歴史文化資源の情報を掲載した奈良県歴史文化資源データベース「いかす・なら」のデータ掲載数を充実させます。
- ・「なら記紀・万葉プロジェクト」講演会等、歴史文化資源の活用に関する取組により得られた成果を蓄積し、ホームページで広く発信します。
- ・歴史文化資源を活用した取組について、スマートフォンで閲覧できる動画配信サイトや SNS を利用するなど、新しい情報発信の試みを進めます。
- ・本県ゆかりの歴史の記念年等に合わせて、今まで注目されていなかった歴史的な出来事等に着目し、歴史文化資源の掘り起こしを進めます。
- ・発掘調査成果を橿原考古学研究所デジタルアーカイブによって公開し、県民による活用の機会を増やします。

- ・ 民俗博物館において、文化財の活用と魅力発信のため、大和民俗公園内に県内各地から移築復元されている古民家を会場に、県民主催のコンサートや朗読会等のイベントを開催します。
- ・ 民俗博物館において、県内から移築復元されている古民家を利用した体験型イベント等を開催します。
- ・ 民俗博物館において、ICT 技術を活用してゾーニングとストーリー性を加味した VR 展示をするとともに、情報端末アプリ等を活用してむかしのくらしを解説します。
- ・ 万葉文化館において、研究員がそれぞれの視点から取り組んでいる万葉古代学の最新の研究成果をわかりやすく紹介する講座、『万葉集』の歌々を数首ずつ取り上げて丁寧に読み解く講座等を開催します。
- ・ 図書館において、県が保有する近世奈良の様子を伝える古文書群を翻刻するなど、本県の歴史の掘り起こしを行います。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、イベントに参加できない方にも歴史文化資源活用イベントの様子を閲覧できるよう動画配信を充実します。

(3) 人材育成等

歴史文化資源を次世代へ継承するため、歴史文化資源に親しみ、歴史文化資源の意義を学ぶことができる機会の提供を行います。

- ・ なら歴史芸術文化村において、文化財に触れ体験する機会を設けるとともに、文化財修復技術に係る講座等を開催します。
- ・ なら歴史芸術文化村において、文化財建造物の保存修理を担う大工・左官・瓦製作等の人材を育成するための講座を実施するとともに、奈良南高校と連携して建造物の伝統的工法に関する授業を実施します。
- ・ 高校生を対象に歴史地理関連のレポートを募集し、優秀者が発表するフォーラムを県内大学等と連携して開催します。
- ・ アジア太平洋地域の文化財保護協力の国内拠点として、さまざまな保護協力事業を実施している ACCU 奈良事務所の活動を支援します。
- ・ 橿原考古学研究所において、法隆寺国際高校歴史文化科の生徒を対象に「歴史文化科専門科目」として「考古学」の講義を実施

し、歴史文化資源の魅力とその保存や活用について学んでもらいながら人材育成を行います。

- ・歴史文化資源活用関連施設において、博物館実習や職場体験の受入等、歴史文化資源に興味をもつ人材を育成します。また、学校との連携事業を企画し、小学校団体見学を受け入れます。

（４）交流の促進

歴史文化資源に関する理解の促進を図り、県内外・国内外における本県の歴史文化資源を紹介する機会の確保、国際交流を行うことを目的に、以下の取組を実施します。

- ・世界遺産暫定一覧表に記載された「飛鳥・藤原」の世界遺産登録実現に向け、県、橿原市、桜井市、明日香村が連携して世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進に取り組みます。また、世界遺産登録の機運醸成を行うための講演会等を実施します。
- ・仏像や考古資料等の歴史文化資源の海外での展覧会開催に向け取組を進めます。また、展覧会との一体的な情報発信事業を展開し、展覧会を契機として国内外から本県への誘客につなげます。
- ・橿原考古学研究所において、古代歴史文化の調査研究に関心のある地方自治体と連携し研究を進め、日本全体としての大きな古代史の流れの解明に取り組み、講演会等により全国に歴史文化情報を発信します。
- ・橿原考古学研究所において、講演会や研究会の公開等によりアジアの中心的な考古学研究機関や博物館との研究交流を実施します。
- ・橿原考古学研究所において、宗教儀礼や宝物として奈良の歴史に織り込まれたユーラシア文化を明らかにする研究交流を行います。
- ・橿原考古学研究所において、研究員の海外派遣や海外からの受け入れを実施し、海外との文化交流を通して現代の考古学における発掘調査によって出土した遺物の整理とその保存技術等の研究を行います。
- ・歴史文化資源を活用する施策を推進するにあたり、歴史文化資源活用関連施設と連携して、県内の交流を促進する取組を実施します。

(5) 文化財の修復、公開等に対する支援

歴史文化資源のうち、文化財の保存及び活用については、奈良県文化財保存活用大綱で定めるもののほか、次の取組を実施します。

- ・ 県内の世界遺産「法隆寺地域の仏教建造物」「古都奈良の文化財」「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存活用を行います。
- ・ 市町村が実施する国指定史跡等の文化財の積極的な活用につながる整備活用、土地買い上げ、学術発掘調査等に対して支援を行います。歴史文化資源の積極的な整備活用を進めることで、文化観光戦略等の推進を図り、市町村が地域の活性化を目指すことも支援します。
- ・ 未指定文化財を含む地域の歴史文化資源を活用した地域振興に資する取組を実施する県内の市町村、歴史文化資源の所有者・管理者や団体等に対して、補助金を交付します。

(6) 地域住民の誇りの醸成等

県民が居住する地域の歴史文化資源に対する理解及び関心を深めるとともに、誇りと愛着を持つことができるよう、以下の取組を実施します。

- ・ 「なら記紀・万葉プロジェクト」において、各地域で大切にされている歴史にまつわるストーリーを取り上げ、発信します。
- ・ 「記紀・万葉」など奈良県ゆかりの文献史料、歴史上の人物等にかかる幅広い歴史文化資源を活用した地域振興に資する取組を支援するため、歴史文化資源を活用した事業を実施する団体等に補助金を交付します。
- ・ なら歴史芸術文化村において、地域の文化財に着目した企画展示等を実施します。
- ・ 各歴史文化資源活用関連施設において、地域の方に親しみや愛着をもってもらえるにぎわいの創出とともに、地域と連携しながら広報活動を進めていきます。
- ・ 橿原考古学研究所室生埋蔵文化財整理収蔵センターを活用して、考古資料・文献・美術工芸・建造物・民俗といった多様な歴史的視点から県南部東部地域の歴史文化を学ぶ場を提供します。
- ・ 民俗博物館において、県内各地の風土を反映した特色のある古民

家やくらしの中で改良を重ねながら使われてきた様々な用具などの収蔵資料を活用した展示やイベントを展開します。

- ・ 図書情報館の立地を活かし、コンサートや公開講座を開催して「親しみ」「学び」「知的好奇心の喚起」といった佐保川周辺の文化活動に取り組みます。

2. 歴史文化資源活用関連施設について

県有の歴史文化資源活用関連施設は次のとおりです。

これらの施設を活用し、文化施策の効果的な展開を図ります。また、文化分野のみならず観光や産業分野等とも連携し、地域の振興にもつながる施設運営に努めます。

施設名	所在地	特徴
なら歴史芸術文化村	天理市	令和4年3月に開村。歴史文化資源の活用及び文化活動の振興により心豊かな県民生活の実現に資するとともに、観光、産業等の分野と連携した施策の実施により地域振興に寄与する施設。
橿原考古学研究所附属博物館	橿原市	昭和15年、大和国史館として開館。変遷ののち、昭和55年4月、橿原考古学研究所附属博物館となり、同年10月、現在の建物となる。日本発祥の地「奈良」の歴史を展示紹介する博物館で、歴史教育施設、観光施設とその役割は大きい。国宝、重要文化財をはじめとする貴重な文化財を多数所蔵する。
万葉文化館	高市郡明日香村	平成13年に万葉のふるさと・奈良にふさわしい『万葉集』を中心とした古代文化に関する総合文化拠点として開館。日本の古代文化に関する調査・研究機能、万葉に関する文化の振興を図る展示機能、万葉集に関する情報の収集提供を行う図書・情報サービス機能を併せ持っている。

施設名	所在地	特徴
民俗博物館	大和郡 山市	昭和 49 年に開館。大和民俗公園内に位置し、奈良のくらしを伝える多種多様な資料を展示。また、広々とした公園内には、県内各地から移築された江戸時代の古民家が建ち並び、四季折々の景色を楽しみながら奈良の風土にふれることができる。
図書情報館	奈良市	平成 17 年に文化情報の発信基地としての役割を担った県立の総合図書館として開館。収蔵図書は一般書籍をはじめ、奈良の歴史や文化に関する書籍・史料等現在約 77 万冊の蔵書を誇り、また全国でも珍しい「戦争体験文庫」を有する図書館である。
同和問題関係史料センター	奈良市	平成 5 年に開館。県内各地の部落差別に関する史料の保存及び調査研究を行い、部落差別の解消をめざす取組を進めるため設置された施設で、展示室、収蔵庫、研修室、研究室等を有する。

以上の施策を、新型コロナウイルス感染症の状況その他歴史文化資源活用を取り巻く環境の変化を鑑みながら展開します。なお、第 2 期最終年度には、第Ⅲ章で設定した評価指標の達成度を測り、成果を検証することとします。

参考資料

1. 県内の市町村立歴史文化資源活用関連施設の一覧

県内市町村が有する歴史文化資源活用関連施設は次の通りです。

市町村名	施設名称	主な機能
奈良市	奈良市埋蔵文化財調査センター	奈良市内の埋蔵文化財の発掘・調査・研究を実施。 発掘調査出土品の整理・保存・保管・公開活用を実施。
	史料保存館	奈良市の歴史を調査研究する上で基礎となる資料の収集・整理・保存を行う。 保管資料の適切な管理と公開活用。 保管資料を通じて奈良町の魅力・歴史文化情報を発信。
	昔のくらし館	民俗資料を展示。 小学生等の社会科学習、郷土学習、あるいは公民館活動等に利用。
	上深川歴史民俗資料館	ユネスコ無形文化遺産、重要無形民俗文化財「題目立」の伝承の拠点としての役割を持つ。 「題目立」及び地域に残る歴史資料等の収集・保管。

市町村名	施設名称	主な機能
大和郡山市	町家物語館	地域間の交流を深め、ふれあい の場または新たなコミュニティを 創出する場としての役割。 学術的価値を有する歴史的文化 建造物の魅力発信。 まちの歴史・文化を語り継ぐ貴 重な空間の創出。 魅力ある観光資源としてまちの 活性化に資する役割。
大和郡山市	箱本館「紺屋」	喫茶「和気藍々」の開設、金魚 水槽や金魚コレクションの展示に より、地域間の交流を深め、ふれ あい の場または新たなコミュニティを 創出する場としての役割を担 う。 元々、藍染商を行われていた町 家を改装した建物であるため、藍 染商品開発や藍染体験の実施を通 して、まちの歴史・文化を語り継 ぐ貴重な空間を創出。 上記内容を用いて、魅力あるコ ンテンツを提供しながら観光資源 として活用。
天理市	天理市立黒塚古墳展 示館	史跡黒塚古墳のガイダンス施設 として、黒塚古墳の実物大復元石 室と三角縁神獣鏡の複製品などを 展示している。

市町村名	施設名称	主な機能
橿原市	歴史に憩う橿原市博物館	史跡 新沢千塚古墳群のサイトミュージアムとしての役割を持つ。 展覧会や啓発活動を通して、文化財愛護の精神や郷土愛を醸成。学校との教育連携を推進。
	橿原市藤原京資料室	特別史跡藤原宮跡の中心部である大極殿跡の近隣に位置し、694年に創都された日本初の都「藤原京」について、解説パネルや出土品、6m×7mの藤原京復元模型などを展示し藤原京の普及啓発に努めている。
桜井市	桜井市立埋蔵文化財センター	桜井市内の埋蔵文化財に関する様々な業務を担う。 文化財に関する講演会や報告会をはじめ、体験講座や遺跡ウォークなどのイベントなど、桜井市の文化財を活用した様々な普及啓発活動を実施。 市内の発掘調査や研究の成果を社会に普及し、地域文化の振興に役立てる場。
五條市	市立五條文化博物館	五條市内の文化財に関する様々な業務を担う。 展示等の五條市の文化財を活用した様々な普及啓発活動を実施し、地域文化の振興に役立てる場。

市町村名	施設名称	主な機能
	五條市賀名生の里 歴史民俗資料館	五條市西吉野町に関する展示等の普及啓発活動を実施し、様々な地域文化の振興に役立てる場。
	五條市大塔郷土館	大塔地域の自然、歴史、民俗等に関する資料を保管し、展示する業務を担う。 地域の食文化を知ってもらえるようレストランの営業も行う。
生駒市	生駒ふるさとミュージアム	生駒の歴史文化の情報発信、郷土学習の拠点として、子どもから大人まで、多くの人たちが訪れて楽しみながら学ぶ場としての役割を持つ。 国の登録有形文化財である施設の保存、活用。 市内の遺跡から出土した土器、古文書、さまざまな民具の展示。 特別展・企画展の開催。 歴史講演会や講座、体験学習（勾玉・土笛づくり）等の実施。 資料閲覧室における歴史・民俗・考古学等の史料による自主学習の場の提供。

市町村名	施設名称	主な機能
香芝市	香芝市二上山博物館	市内及び二上山周辺地域を中心とした考古・歴史・自然資料の収集・保存・展示・調査研究を実施。 市内遺跡及び埋蔵文化財の発掘調査・研究を実施。 展覧会や講演会等の開催。 他の博物館、学校、研究機関との連絡及び協力。
香芝市	尼寺廃寺跡学習館	史跡尼寺廃寺跡の発掘調査にて見つかった、現存するものとしては日本最大の巨大な塔心礎の模型と、舍利荘厳具の出土状況を復元展示。 全国で初めて判明した塔基壇の構築過程の土層を剥ぎ取った土層断面（実物）を展示。 太子道を歩く人々の憩いの場としての役割を持つ。 市内外問わず多くの人々が訪れて、見て実感して学べる場としての役割。
葛城市	葛城市歴史博物館	葛城市内の考古資料、文書資料、民俗資料を収集・所蔵。 所蔵品の整理および調査研究を実施。 所蔵資料の公開と活用。 歴史講座を開催し、葛城地域の歴史について教育普及活動を実施。 小・中学校との連携や、地域公民館での教育普及活動を実施。

市町村名	施設名称	主な機能
	葛城市相撲館「けはや座」	相撲の開祖・當麻蹴速を顕彰するために開館した全国でも珍しい相撲の資料館。1階中央には本場所と同サイズの土俵があり、誰でもあがることができる。2階には様々な資料を展示しており、所蔵資料数は約1万2,000点。また、敷地内には當麻蹴速を偲んで建てられた塚がある。
宇陀市	旧細川家住宅 宇陀市歴史文化館 薬の館	細川家は、旧藤沢薬品工業（アステラス製薬(株)）の創始者・藤沢友吉の母方の実家で、江戸時代末期に建てられた薬師問屋として、現在は宇陀市指定文化財。 館内では、大宇陀地区の歴史資料をはじめ、藤沢薬品や細川家ゆかりの資料などを展示し、藤沢薬品工業（株）東京支店の屋上広告として設置されていた、巨大な木製の「鐘馗像」を展示。
山添村	歴史民俗資料館	山添村内の文化財や史跡などを縄文時代から近代までの時代を追って展示。 歴史講座として伝統料理教室などを行う場所として活用。
斑鳩町	斑鳩町文化財活用センター	国指定史跡藤ノ木古墳の学習を中心に斑鳩町の文化財の調査・研究および情報発信の拠点。 常設展示では藤ノ木古墳出土品のレプリカ展示や紹介映像等により、藤ノ木古墳を中心に斑鳩の歴史・文化を学習できる。

市町村名	施設名称	主な機能
斑鳩町	斑鳩町立図書館 聖徳太子歴史資料室 (いかるがホール内)	「斑鳩」に関する郷土資料を収める歴史資料室。 江戸末期以降に出版された和書・貴重書、法隆寺や竜田の古い旅行案内・絵葉書・絵図などを所蔵。 法隆寺・中宮寺・法輪寺などの寺社資料、歴史愛好家からの寄贈書や斑鳩在住の方の著作が閲覧可能。
安堵町	安堵町歴史民俗資料館	安堵町に関する古文書・民俗資料等の保存、調査を実施。 安堵町の歴史・文化を知り、学ぶことができ、またその発信を担う場。 展示だけでなく講座を通じた生涯学習支援や体験会等により地域の活性化や文化観光の推進を図る拠点。
田原本町	唐古・鍵考古学ミュージアム	日本を代表する弥生時代の環濠集落である唐古・鍵遺跡の考古資料を中心に展示。 唐古・鍵遺跡から出土した豊富な実物資料をもとに、約2000年前の弥生時代の生活文化を知ることができる。
明日香村	明日香民俗資料館	明日香村の食や農に関する祀りや道具を通じて、明日香の歴史的な風土や景観形成について紹介。

市町村名	施設名称	主な機能
明日香村	明日香村埋蔵文化財展示室	明日香村文化財課が発掘調査を行ってきた遺跡の出土品を中心に展示。
	南都明日香ふれあいセンター犬養万葉記念館	「万葉風土学」を提唱した万葉集研究の第一人者・故 犬養孝氏の業績を顕彰する記念館。
広陵町	広陵町文化財保存センター	特別史跡巣山古墳から出土した喪船（レプリカ）や埴輪類（水鳥形埴輪、盾形埴輪、蓋形埴輪、家形埴輪、柵形埴輪、冢形埴輪、円筒埴輪、朝顔形埴輪、壺形埴輪）、牧野古墳から出土した馬具、須恵器等を常設展示することで、文化財の保存と活用を図り、町民の文化財に関する知識の普及機能を持つ。
河合町	河合町中央公民館文化財展示室	国指定史跡の乙女山古墳・大塚山古墳群・ナガレ山古墳・佐味田宝塚古墳をはじめ、河合町内の遺跡から出土した遺物を展示している。予約申込により見学可能。 秋の文化祭期間中に文化財展と不定期にミニ展示を実施。
吉野町	吉野歴史資料館	宮滝遺跡についての展示。 吉野宮とゆかりの深い遺跡であるため、壬申の乱や『万葉集』についての情報発信を実施。

市町村名	施設名称	主な機能
下市町	下市観光文化センター	日本最初の商業手形「下市札」の展示（原本は図書館内にて保管） 町内古墳や遺跡からの出土品などを展示 各種古文書などを展示
黒滝村	黒滝村民俗資料館	「吉野林業の華」とうたわれた樽丸をはじめ、林業、暮らし、歴史の4つの分野に焦点をあてた展示。
天川村	村立資料館	洞川区民の生活道具の歴史、（山仕事・曲げ物しゃこ・ご飯しゃくし・酒樽作りの道具等）、また山岳信仰の様子を示す数々の資料を展示。
天川村	山上ヶ岳歴史博物館	1983年から1986年に行われた大峰山寺の解体修理の際に出土した宝物や出土品を収蔵。
十津川村	十津川村歴史民俗資料館	村にまつわる歴史資料を収集し、保存に努める。 村の歴史や、関係する著名人、明治の大水害等について展示し、十津川村の歴史について発信。
	十津川村教育資料館	村の有形文化財として登録された旧武蔵小学校を活用し、主に昔の教育資料について展示を行う。

市町村名	施設名称	主な機能
下北山村	下北山歴史民俗資料館	資料等を村の文化財として保存し新たに村民文化を創造する場として、設置。 多くの人達が訪れて楽しみ、学ぶ場や資料提供としての役割を持つ。 村内出身の歴史的に偉大な人物の功績や作品などを展示。
東吉野村	東吉野村民俗資料館	郷土の風俗、慣習にかかわる生活用具等の民俗資料を総合的に保存。